

石原自主防災会規約

(名 称)

第 1 条 この組織は、石原自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、石原公会堂におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規程により、住民の隣保共同精神に基づく自主的な防災活動を行ない、災害（地震、風水害、火災等）の事前対策及び罹災後の早期復旧を支援することにより被害の軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基礎的情報の収集及び防災知識の普及と整備に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (3) 防災計画及び防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、石原地区にある世帯をもって構成し構成員は班別に登録制を採用とする。

(役 員)

第 6 条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 班 長 5 名
- (5) 監査役 2 名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2 年とする。ただし再選することができる。なお、自治会役員が兼務している場合の任期は1 年とし残任期間はその後任者があたる。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、本会の会務を総括して、災害発生時における応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の経理事務を処理して、一般庶務の会務を行う。

4 班長は、会長の指示を受け担当班の任務を遂行して会の運営を図る。

5 監査役は、会の会計経理を監査する。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

2 定例総会は、年 1 回 石原自治会総会に合わせて開催する。

- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき開催する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第9条 総会は、会長が召集し全会員を持って構成する。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

3 総会で決議された付帯事項の一部は 役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 防災計画に関すること。
- (2) 総会に提出すべきこと及び総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会等で、特に必要と認められたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及、基礎的防災対策の整備に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導に関すること。
- (5) その他必要とする事項。

(経 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、石原自治会の支出金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行なうことができる。

(雑 則)

第15条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付 則) この規約は、平成18年2月26日から実施する。